

五所川原市監査委員告示第3号

地方自治法第242条第5項の規定により、住民監査請求に基づく監査の結果を決定したので、別添のとおり公表する。

令和7年12月25日

五所川原市監査委員 小田桐 宏 之
五所川原市監査委員 一 戸 久 男

住民監査請求監査決定書

第1 請求人

住所 五所川原市 (略)
氏名 (略)

第2 請求の要旨

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により請求人から提出された住民監査請求の要旨は次のとおりである。

(原文のまま)

五所川原市が、官製談合事件に関して起訴された（氏名略）前副市長ら 3 名に対し、損害賠償請求を行っていないことは、地方自治法第 2 条第 14 項に定める「財産の適正かつ合理的な管理」の義務に違反し、違法・不当な公金管理にあたる。

よって、監査委員において調査・監査のうえ、市長に対して速やかに損害賠償請求を行うよう勧告されたい。

- ①官製談合事件については、令和 6 年 10 月に青森地方裁判所において、市職員ら関係者 3 名が起訴され、令和 7 年 1 月 15 日と翌 16 日に有罪判決を受けた。
- ②本件談合により、入札制度の公正性が著しく害され、市が支出した工事費について市民の財産に損害が生じたことは明らかである。
- ③それにもかかわらず、市は起訴された 3 名に対して損害賠償請求を行わないとした。
- ④市には財産を適正に管理する法的義務があり、損害発生時には関係者に賠償を請求すべきである。これを怠ることは市長の怠慢であり、違法・不当である。
- ⑤よって、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、監査委員に本件について監査を請求する。

第3 請求の受理

本件請求は、法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備していると認め、令和 7 年 10 月 30 日付けで受理した。

第4 事実証明書

- ①YAHOO ! JAPAN ホームページ YAHOO ! JAPAN ニュース 地域
10/10 (金) 22:21 配信 東奥日報 記事の写し
- ②Web 東奥ホームページ 青森ニュース 行政・政治
2025年1月15日 記事の写し
- ③Web 東奥ホームページ 青森ニュース 行政・政治
2025年1月16日 記事の写し
- ④讀賣新聞オンラインホームページ 青森のニュース 記事の写し

第5 監査の執行

1 監査の期間

令和7年10月30日から同年12月24日まで

2 監査対象事項

次の事項を監査対象とした。

- (1) 本件官製談合事件により市に損害が生じているか。
- (2) 前副市長ら3名に対し、損害賠償を請求しないことが、市長の怠慢にあたり違法又は不当な財産の管理に該当するか。

3 監査の対象部局

総務部 総務課、管財課

4 請求人の陳述

請求人の希望を確認のうえ法第242条第7項の規定に基づき、令和7年11月20日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和7年11月19日に請求人から陳述を行わない旨電話により連絡があり、よって、請求人の陳述は実施していない。

5 監査対象部局の弁明書の提出

令和7年11月17日付で監査対象部局の総務課から弁明書及び証拠書類の提出があり、令和7年12月12日に弁明書について監査対象部局の総務課及び管財課から説明を受けた。

本件請求に対して監査対象部局の弁明書の内容は次のとおりである。

(原文のまま)

第1 弁明の趣旨

本件請求を棄却するとの決定を求める。

第2 請求の要旨

- 1 官製談合事件については、令和6年10月に青森地方裁判所において、市職員ら関係者3名が起訴され、令和7年1月15日と翌16日に有罪判決を受けた。
- 2 本件談合により、入札制度の公正性が著しく害され、市が支出した工事費について市民の財産に損害が生じたことは明らかである。
- 3 それにもかかわらず、市は起訴された3名に対して損害賠償請求を行わないこととした。
- 4 市には財産を適正に管理する法的義務があり、損害発生時には関係者に賠償を請求すべきである。これを怠ることは市長の怠慢であり、違法・不当である。
- 5 よって、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、監査委員に本件について監査を請求する。

第3 請求事実の認否

- 1 第2の1については、認める。
- 2 同2については、入札制度の公正性が害されたことは認めるが、その余は否認する。
理由は、市民の財産に損害が生じていないからである。
- 3 同3については、認める。
- 4 同4については、市には財産を適正に管理する法的義務があることは認めるが、その余は否認する。
理由は、損害が発生しておらず、市長の怠慢と違法・不当性は存在しないからである。

第4 弁明の理由

- 1 請求人は、市には財産を適正に管理する法的義務があり、損害発生時には関係者に賠償を請求すべきで、これを怠ることは市長の怠慢であり、違法・不当であるとしている。
しかし、次の理由により損害は発生していないため、損害賠償請求を行わないこととしたことに違法・不当な点はない。
- 2 理由の第1に、事件となった3件の落札率が、談合がない場合の落札率に比べ、高くないことがある。
一般に、談合がなく公正な競争によって形成された落札価格（想定落札

価格）と実際の落札価格との差額が地方自治体が被った損害とされているところであり、これに基づいて損害賠償請求を行うことになる。

判決によると、（氏名略）前副市長は、平成31年3月頃に五所川原市建設技術研究会（氏名略）理事から当該研究会に所属する業者が指名業者に選定されるよう取り計らってもらいたい旨依頼され、その後、数年間にわたり、入札の妨害行為を行ったとされている。

想定落札価格を妨害行為が行われていない平成31年3月より以前の5年間、つまり平成26年度から平成30年度までの指名競争入札における落札率から考えると、平成26年度から平成30年度までの指名競争入札の総数（予定価格を非公表としているものを除く。）は431件であり、落札率は86.35%から99.34%までと幅がある。その分布としては、90%未満が5件で全体の1.2%、90%以上95%未満が216件で50.1%、95%以上が210件で48.7%となっており、平均すると94.97%である。

事件となった3件の実際の落札率は、それぞれ95.18%、95.09%、97.88%であり、妨害行為が行われていない5年間の想定落札率と比較しても、また、3件の工事が関連工事で一括して行われた入札であり、先行して執行された指名競争入札と比較して、当該指名競争入札を落札した業者を除外して行う後行の指名競争入札の落札率が高くなる傾向にあることを鑑みても、想定落札率から逸脱して高いとは言えない。

3 理由の第2に、県内他市の指名競争入札の平均落札率に比べても、当市の平均落札率は高くないことがある。

市が行った他市の競争入札における調査によると、青森市、弘前市、八戸市の人口規模や財政規模が大きく異なる3つの市と、指名競争入札を行っていない1つの市を除くと、それぞれ各市で96.9%、94.7%、95.6%、95.2%、96.2%となっており、これらを平均すると95.72%となる。当市の平成31年度（令和元年度）から令和5年度までの平均落札率は94.69%であるから、これら5市の平均落札率と比較しても当市が1.03%低く、また、5市のうち、どの市と比較しても当市が低い結果となっている。

4 以上のことから、落札価格（想定落札価格）と実際の落札価格との差額を踏まえれば、市に損害が生じているとはいえないため、これに係る損害賠償請求を行わないとしたものである。

第5 結論

以上のとおり、市長の怠慢や怠る事実はなく、本件請求は棄却されるべきである。

第6 添付資料

- 1 調書判決（前副市長ほか2名）
- 2 平成26年度から平成30年度までの実績台帳
- 3 五所川原市における過去10年の落札率一覧
- 4 指名競争入札落札率区分別表
- 5 官製談合事件落札率一覧
- 6 県内10市における競争入札における落札率一覧

6 関係人への調査

令和7年12月3日に青森地方検察庁において、官製談合事件の保管記録の閲覧を行った。

第6 監査の結果

1 事実確認

本件請求書の要旨並びに事実証明書、監査対象部局の弁明書及び証拠書類等に基づき、次のとおり事実関係を確認した。

（1）刑事事件の概要について

本件官製談合事件は、当時の副市長及び五所川原建設技術研究会（以下、「研究会」という。）の事務局長Aが、令和3年11月11日に市が執行した新宮団地市営住宅（1工区）屋外付帯（通路、駐車場、緑地）工事等3件の指名競争入札に關し、同研究会に所属する業者に落札させようと考え、同研究会理事Bと共に謀の上、同年10月中旬頃、前記Bに対し、電話で3件の入札に係る各工事名及び設計額等を告げた。その頃前記Bの指示を受けた前記Aが同研究会土木部会を開いて、同研究会に所属する業者を指名業者として選定させ、そのうちから落札業者を決めた上、副市長に対しスマートフォンのメッセージ機能を用いて、同研究会土木部会で決めた業者を指名業者として選定するよう依頼し、同メッセージ機能を閲読した副市長が、当時の市建設部長に対し、前記Aから依頼された各業者を前記入札の内申業者として五所川原市建設業者指名審査会に内申させた上、同月27日、同市役所で開催された前記審査会において、依頼された業者を指名業者として選定し、同年11月11日、市役所で執行された前記入札において、取り決めのとおりの業者に落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたものである。

（2）官製談合事件に係る指名競争入札工事

NO	入札日	工事名	契約金額 (予定価格)
1	令和3年11月11日	新宮団地市営住宅(1工区)屋外付帯(通路・駐車場・緑地)工事	9,480,000円 (9,960,000円)
2	令和3年11月11日	新宮団地市営住宅(2工区)屋外付帯(通路・駐車場・緑地)工事	14,900,000円 (15,670,000円)
3	令和3年11月11日	新宮団地市営住宅屋外付帯(児童遊園)工事	14,800,000円 (15,120,000円)

※金額は消費税抜

(3) 供述内容について

本件工事については、前副市長、研究会事務局長、研究会理事及び契約した業者から本件刑事事件の概要に沿った供述が認められ、談合行為があつた蓋然性が高いものと考える。

しかし、本件事件において不正行為をしたとされる、前副市長、研究会事務局長及び理事の3名に入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）違反、公契約関係競売入札妨害の罪について宣告されたものであり、本件工事の指名業者には触れられていない。

(4) 前副市長ら3名に関する刑事裁判の結果について

ア 前副市長について

令和7年1月15日に判決公判があり、官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害により、懲役1年6月、執行猶予3年を言い渡された。控訴は行なわれず、判決は確定している。

イ 研究会事務局長について

令和7年1月15日に判決公判があり、官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害により、懲役1年6月、執行猶予3年を言い渡された。控訴は行なわれず、判決は確定している。

ウ 研究会理事について

令和7年1月16日に判決公判があり、官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害により、懲役1年6月、執行猶予3年を言い渡された。控訴は行なわれず、判決は確定している。

第7 監査委員の判断

1 判断

以上の事実関係の確認や検証の結果、本件請求について次のとおり判断する。

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の対象となる行為は、違法又は不当な行為や怠る事実であり、公金の支出、財産の取得・管理又は処分、契約の締結又は履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課又は徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られ、これらの事項はいずれも財務会計上の行為又は事実として性質を有するものである。

対象が財務会計上の行為又は怠る事実に限られるのは住民監査請求の目的が監査の実施によって地方公共団体の被った損害を補填し、もって地方財政の適正な運営を確保するためである。

さらに違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があったとしても、その地方公共団体の財産的損害の発生、又は発生しようとしていると認められる場合でなければ請求することができない（最高裁判決平成 6 年 9 月 8 日）ものとされており、怠る事実の結果、地方公共団体に具体的な損害が発生していかなければならないものであり、細部に至るすべてを具体的はともかく、少なくともその損害額についての一定の合理性に基づく算定根拠の明示が必要であるとされている。

本件での請求は、前副市長ら 3 名が本件官製談合事件により市に与えたとする損害について、市に対する損害補填のために必要な措置を講じることを求めたものであると思料する。

請求人は本件官製談合事件により、市が支出した工事費について市民の財産に損害が生じたことを明らかである旨の主張を行っているが、損害とは、財務会計上の違法行為が行われなかつたならば、存在したであろう利益と、現に違法行為が行われた場合の利益の差を言うものと解される（最高裁昭和 55 年 2 月 22 日判決）。

また、入札談合があった場合に地方公共団体に生じる損害額は、入札談合が行われずに自由競争を経た場合に形成されたであろう想定価格と現実の落札価格（契約金額）との差額相当額であると理解する。

これを本件請求事件についてみると、平成 30 年度からの指名競争入札の落札率は高いものと低いものが点在しており、今回の官製談合事件による損害は確認できないほか、供述調書によると、平成 30 年に五所川原建設技術研究会が発足した当時から、前副市長ら 3 名等により取り決めた業者に落札させていること等から、談合が行われなかつた場合の想定価格を確認することは極めて困難である。

なお、請求人からは五所川原市に発生した損害内容の具体的な適示はされていない。

以上の事実関係等を踏まえて、五所川原市に損害が発生していると断定することができなかつた。

2 結論

これらを踏まえて総合的に判断すると、五所川原市に具体的な損害が発生しているという確証は得られなかった。したがって、本件官製談合事件について、市長が関係者に賠償を請求すべきという請求人の主張は認められず、本請求には理由がないものと判断し棄却する。

3 意見

本件官製談合事件の発生により、五所川原市の指名競争入札制度に対する職務の公正と市民の信頼が著しく損なわれたことは誠に残念である。

今後は、組織全体で再発防止に努め、市民への信頼回復に向けた取り組みを示すことが重要であると考える。

また、今後の工事契約は法令を遵守し、契約の公平性・透明性を市民に対して明確に示せるよう事務の執行に努められることを要望する。